

## 佐賀県告示第 148 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年佐賀県告示第 7 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その申告期限等が令和 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、同月 31 日とする。

令和 6 年 7 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡宝達志水町並びに鹿島郡中能登町